

令和2年松前町規則第14号

松前町放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年6月30日

松前町長 岡本 靖

松前町放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則

松前町放課後児童クラブ管理規則（平成29年松前町規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 省略 <u>（令和2年度における夏季加算の特例）</u> 2 <u>令和2年度に限り、第8条の規定にかかわらず、条例第12条ただし書の規則で定める額は、2,600円とする。</u></p>	<p>附 則 — 省略</p>

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。